

# 介護老人保健施設ソフィア横浜短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用約款

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ソフィア横浜（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）入所利用同意書を当施設に提出日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

## (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 60 万円の範囲内で、利用者と同帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を金融機関自動口座引き落としで支払うものとします。原則、口座引き落としによる支払いではあるが、他の支払い方法（銀行振込）に変更が可能です。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
  - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
  - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ④ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(見守り対策について)

第 10 条 当施設では、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・体動センサーを使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）の使用を行います。

使用については下記の内容で運用を行います。

見守りシステム使用について、当施設では、人員配置の関係上、無人となる場所が発生します。その際に、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムの活用を行います。

**【カメラの使用目的】**

ご入居者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニターを行います。

**【カメラ及びモニターの使用方法】**

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②確認方法 サービスステーション内モニターと職員携行端末にて確認
- ③使用時間 24 時間

**【データの管理方法】**

画像は、主として職員の不在となる時間にモニターとして使用する事が目的であることから、録画した画像の記録については順次、上書きされることを前提としております。

**【画像の利用制限】**

- ①画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
- ②画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

**【ベッド体動センサーの使用目的】**

ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたベッド体動センサーでの察知を行います。

**【ベッド体動センサーの使用方法】**

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②通知方法 ナースコール連動にて職員携行端末へ通知
- ③使用時間 ご利用者様のベッド臥床時

(緊急時の対応)

第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の巣箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則

この入所利用約款は、2024 年 4 月 1 日より施行する。



<別紙1>

## 介護老人保健施設ソフィア横浜のご案内

(2024年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 ソフィア横浜
- ・開設年月日 1997年3月14日
- ・所在地 横浜市戸塚区東俣野町911
- ・電話番号 045-854-2233
- ・ファックス番号 045-854-2205
- ・管理者名 玉城 貴啓
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1451080001号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### (3) 施設の職員体制

	配置人員
・医師	1(人)以上
・薬剤師	1以上
・看護職員	10以上
・介護職員	25以上
・支援相談員	1以上
・理学療法士	1以上
・作業療法士	1以上
・言語聴覚士	1以上
・管理栄養士	1以上
・介護支援専門員	1以上
・調理員	給食委託業者
・事務員	1以上
・その他	1以上

#### (4) 入所定員等

- ・定員 10名(一般棟、認知症専門棟含む)

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案（3泊4日以上）
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑨ 行政手続き代行
- ⑩ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
  - ・住 所 横浜市戸塚区原宿 3-60-2
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 つじ歯科医院
  - ・住 所 横浜市戸塚区東俣野町 1024-4

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。



#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

##### ・面会

面会時間は午前9時から午後5時までです。

各フロアサービスステーションに面会票を用意しておりますので、必要事項をご記入いただき、各フロアにて面会をお願いします。

※冬季（10月～3月）の期間、面会に制限を設けさせて頂いております。

##### ・外出・外泊

外出、外泊はその都度外出（泊）先、用件、帰着予定日時などを各フロアのサービスステーションに申し出てください。申請用紙が用意してあります。

※帰所時間につきましては、原則17時までに施設へ戻られるようお願いいたします。

##### ・所持品・備品等の持ち込み

所持品、備品等の持ち込みを確認させて頂いております。

多額の現金、装飾品、高価なもの（宝飾品、腕時計等）カミソリ等の刃物類（カミソリ等）、火物類（ライター等）の持ち込みは禁止しております。

※上記に記載がないものにつきましても、利用者・他利用者に危険があると考えられるものは、ご遠慮いただく場合がございます。

※万が一、紛失した場合も当施設では責任を負いかねます。ご了承ください。

##### ・その他

その他、ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせください。

#### 5. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練      年2回

#### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。（電話：045-854-2233）

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階ホールに備えつけられた「声の巣箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。



<別紙2>

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

(2024年4月1日現在)

### 1. 保険証類の確認

入所時に介護保険証の原本を確認させていただきます。

### 2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の家族、利用者の後見人、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3. 利用料金

#### (1) 短期入所療養介護のサービス費

短期入所療養介護サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護によって短期入所療養介護サービス費が異なります。以下は1日あたりの施設サービス費です）

#### ●基本型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	808円	890円	1,615円	1,780円	2,422円	2,670円
2	859円	944円	1,718円	1,887円	2,576円	2,830円
3	927円	1,012円	1,853円	2,024円	2,779円	3,036円
4	984円	1,069円	1,968円	2,138円	2,952円	3,207円
5	1,041円	1,128円	2,082円	2,256円	3,123円	3,384円

#### ●加算型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	878円	967円	1,756円	1,934円	2,634円	2,901円
2	958円	1,050円	1,915円	2,099円	2,872円	3,149円
3	1,027円	1,120円	2,054円	2,239円	3,081円	3,358円
4	1,091円	1,182円	2,181円	2,363円	3,271円	3,544円
5	1,152円	1,245円	2,303円	2,489円	3,454円	3,734円

◇施設サービス費の他に個々の利用状況に応じ適用される介護保険加算があります。※介護保険加算表参照

(2) 介護予防短期入所療養介護のサービス費

介護予防短期入所療養介護サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要支援によって介護予防短期入所療養介護サービス費が異なります。以下は1日あたりの施設サービス費です）

●基本型

	介護保険 1 割		介護保険 2 割		介護保険 3 割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
支 1	621 円	658 円	1,242 円	1,315 円	1,862 円	1,972 円
支 2	779 円	830 円	1,557 円	1,660 円	2,335 円	2,490 円

●加算型

	介護保険 1 割		介護保険 2 割		介護保険 3 割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
支 1	721 円	678 円	1,355 円	1,441 円	2,033 円	2,161 円
支 2	894 円	834 円	1,668 円	1,788 円	2,502 円	2,682 円

◇施設サービス費の他に個々の利用状況に応じ適用される介護保険加算があります。※介護保険加算表参照

(3) その他利用料金（介護保険給付外サービス）

食費：1日当たり

- ・第4段階…2,500円 ・第3段階②…1,300円 ①…1,000円 ・第2段階…600円
- ・第1段階…300円

居住費：1日当たり

- ・第4段階 ○従来型個室…2,067円 ○多床室…767円
- ・第3段階 ○従来型個室…1,310円 ○多床室…370円
- ・第2段階 ○従来型個室…490円 ○多床室…370円
- ・第1段階 ○従来型個室…490円 ○多床室…0円

- その他「特別な催事に供する食事代、おやつ代、教養娯楽費等」（その他の介護保険給付外サービスは介護保険給付外サービス参照）

(4) 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は原則、金融機関口座自動引き落としになります。

■介護保険加算表

項 目	料 金	1 割	2 割	3 割
個別リハビリテーション実施加算	1 日につき	258 円	515 円	772 円
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	1 日につき	(Ⅰ)55 円 (Ⅱ)55 円	(Ⅰ)110 円 (Ⅱ)110 円	(Ⅰ)164 円 (Ⅱ)164 円
サービス提供体制強化加算	1 日につき	(Ⅰ)24 円 (Ⅱ)20 円 (Ⅲ)7 円	(Ⅰ)47 円 (Ⅱ)39 円 (Ⅲ)13 円	(Ⅰ)71 円 (Ⅱ)58 円 (Ⅲ)20 円
夜勤職員配置加算	1 日につき	26 円	52 円	78 円
認知症ケア加算	1 日につき	82 円	163 円	245 円
認知症専門ケア加算	1 日につき	(Ⅰ)4 円 (Ⅱ)5 円	(Ⅰ)7 円 (Ⅱ)9 円	(Ⅰ)10 円 (Ⅱ)13 円
療養食加算	1 食につき	9 円	17 円	26 円
緊急時施設療養費	1 日につき	556 円	1,111 円	1,666 円
重度療養管理加算	1 日につき	129 円	258 円	386 円
総合医学管理加算	1 日につき	295 円	590 円	885 円
口腔連携強化加算	1 月につき	54 円	108 円	161 円
緊急短期入所受入加算	1 日につき	97 円	193 円	290 円

若年性認知症利用者 受入加算	1日につき	129円	258円	386円
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	1日につき	215円	429円	644円
生産性向上推進体制加算	1月につき	(I)108円 (II)11円	(I)215円 (II)22円	(I)322円 (II)33円
送迎代	片道	198円	395円	592円
介護職員処遇改善加算 2024/5/31まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(3.9%)×地域単価(10.72)×自己負担			
介護職員等特定処遇改善加算 2024/5/31まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(1.7%)×地域単価(10.72)×自己負担			
介護職員等ベースアップ等支援加算 2024/5/31まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(0.8%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
介護職員等処遇改善加算 2024/6/1から	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(2.3-7.5%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			

◇ 介護保険加算表にある加算全てが施設入所中に算定されるわけではありません。ご利用者様によって加算内容が異なります。

■その他利用料料金（介護保険給付外サービス）

	料金	業者洗濯	衣類レンタル	その他提供する品
日用品セット	220 円/日	なし	なし	各種タオル類 ハンドクリーム、ハンドソープ、保湿クリーム、ティッシュ、その他

◇日用品セットは（株）アメニティへ外部委託しております。料金につきましては施設利用料とは別に、事務所でお支払い頂きます。

項目	金額	項目	金額
教養娯楽	156 円/日	新聞・雑誌	実費
特別な催事に供する食事	実費	特別室（一般棟のみ）	3,300 円/日
おやつ	156 円/日	健康診断書	3,300 円～
理美容	実費	その他健康診断書等書類	実費
写真	実費	健康管理	実費
診断書作成に必要な検査	実費	情報開示請求	実費





<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(2021年4月1日現在)

介護老人保健施設ソフィア横浜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### □【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 「介護老人保健施設内部での利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 「介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 「他の事業者等への情報提供を伴う利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### □【上記以外の利用目的】

#### 「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

#### 「他の事業者等への情報提供に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供
  - ・学会、研究会等での事例発表